

♣ 在庫の評価損

Q : 季節商品で売れ残ったものの評価損は、計上することができますか？

A : 一定の事由に該当する場合には、評価損を計上することができます。

【解説】

棚卸資産の評価損は、原則として計上することが認められませんが、次の事実が発生した場合において、時価が帳簿価額を下回るようになったときは、損金経理により減額をし、その評価損の損金算入を認めることとしています。

- ① 災害による著しい損傷
- ② 著しい陳腐化
- ③ 会社更生法等の規定による更生計画認可の決定による評価替え
- ④ 破損、型崩れ、たなざらし、品質変化等により通常の方法によって販売することができないようになったこと
- ⑤ 民事再生法の規定による再生手続き開始の決定があったことによる評価替え

なお、著しい陳腐化には、たとえば、いわゆる季節商品で売れ残ったものについて、今後通常の時価で販売することができないことが既往の実績その他の事情に照らして明らかであることが該当するとされていますので、評価損を損金算入しようとするならば、翌期の売却予定価額などを決めておき、今の時価以下で翌期販売しているという実績をまず残しておくことが必要になります。

